

13 年本発第 2 号
2013 年 6 月 25 日

各都道府県本部 書記長様

全日本年金者組合
書記長 田中 諭

恩給期間に関わる年金削減についての 行政不服審査請求の資料について

連日の奮闘に敬意を表します。

第 21 回定期大会ご苦労様でした。

ご承知の通り、恩給期間に関わる既裁定年金の 27%が削減されることは、昨年 8 月成立の「被用者年金一元化法」で決められています。これは、旧恩給制度という制度上の義務を一方的に放棄するもので理不尽極まりのないものです。

削減の実施は、8 月分からとされ 10 月支給からです。過日の定期大会で運動方針案可決後、岡田副委員長から「運動方針にはないが、この不当な年金削減についても条件があれば取り組んでほしい」旨の訴えがありました。

参考のため下記に資料を紹介します。

記

1. 対象者は、別紙のように、国家公務員では昭和 34 年 10 月前までからの就職者ですが、地方公務員では 37 年 12 月前までからの人です。
2. 27%の根拠は、別紙の通り、恩給機関の恩給納金が 2%で共済の保険料本人負担 4.4%より 2.4%少なかったからとし、 $2.4\% / 8.8\% = 27\%$ という計算です。

しかし、当時の厚生年金保険料はもっと低い金額でした。その金額（本人負担）は下の通りであり、27%はまったく不当なものです。

昭和 29 年 5 月～：第 1 種（男性）1.5%、第 2 種（女性）1.5%

昭和 35 年 5 月～：第 1 種（男性 1.75%、第 2 種（女性）1.5%

以上

担当 政策調査部 久昌以明